

●アメリカン・エキスプレスのカード会員規約新旧対照表（傍線部分は改定部分。）

改定前	改定後
会員規約ならびに個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項をよくお読みいただいた上で、カードをご利用ください。	会員規約ならびに個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項をよくお読みいただき、 <u>それらを契約内容とすることに同意の上で、カードをご利用ください。</u>
第1条（カードおよび会員） 1.「カード」とは、アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド（日本支社）（以下「当社」といいます。）が発行する次のカードをいい、カードの表面に提携金融機関・提携会社などの名称を付したアメリカン・エキスプレスのカードを含みます。 (1)～(7) （略） 2.～3.（略） 4.「会員」とは「基本カード会員」および「家族カード会員」をいいます。 5. （略）	第1条（カードおよび会員） 1.「カード」とは、アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド（日本支社）（以下「当社」といいます。）が発行するカードをいい、 <u>次のカードおよびカードの表面に提携金融機関・提携会社などの名称を付したアメリカン・エキスプレスのカードを含みます。</u> (1)～(7) （略） 2.～3.（略） 4.「会員」とは「基本カード会員」および「家族カード会員」をいいます。 <u>会員と当社との間の契約は、当社が入会を認めた時に成立します。</u> 5. （略）
第2条（カードの貸与および利用） 1.～2.（略） 3. 会員は、カードの表面または裏面に刻印されているカード有効期間の終了後、会員資格が一時停止されている期間、 <u>退会・会員資格の取消</u> またはカードが無効とされた後は、カードを利用することはできません。 4. 当社は、当社が指定する国または地域におけるカードの利用をいつでも中止または停止することができます。 5. <u>当社は、会員のカード利用が本規約に違反する場合、または違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用またはその利用目的が適当でないと当社が判断した場合には、カード利用の制限またはお断りをすることがあります。</u>	第2条（カードの貸与および利用） 1.～2.（略） 3. 会員は、カードの表面もしくは裏面に刻印されているカード有効期間の終了後、会員資格が一時停止されている期間、 <u>会員が退会した後、または会員資格が取り消されもしくはカードが無効とされた後は、カードを利用することはできません。</u> 4. 当社は、 <u>第18条に基づく会員資格の一時停止および取消しのほか、当社が指定する国または地域におけるカードの利用をいつでも中止または停止することができます。</u> (削除)
第3条（暗証番号） 1. 会員は、カード利用に必要となる暗証番号を、当社に登録するものとします。会員からの登録がない場合、または、会員が登録した暗証番号について当社が不適切と判断した場合は、当社が暗証番号を登録し通知することがあります。会員の暗証番号の登録、指定および利用に関しては、当社所定の手続に従っていただきます。会員が暗証番号を登録するに際し、生年月日、 <u>自宅電話番号等、第三者が容易に推測できる番号は使用しないものとします。</u> 2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理する責任があります。カード利用の際、 <u>会員の暗証番号が使用された場合は、そのために生ずる一切の債務は、第6条第3項の規定にかかわらず基本カード会員の負担となります。</u> 3. （略）	第3条（暗証番号） 1. 会員は、カード利用に必要となる暗証番号を、当社に登録するものとします。会員からの登録がない場合、または、会員が登録した暗証番号について当社が不適切と判断した場合は、当社が暗証番号を登録し通知することがあります。会員の暗証番号の登録、指定および利用に関しては、当社所定の手続に従っていただきます。会員は、暗証番号を登録するに際し、生年月日、電話番号等、第三者が容易に推測できる番号は使用しないものとします。 2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理する責任があります。会員は、暗証番号を他人に開示等してはならず、また、暗証番号を他人に使用させることはできません。 3. （略）

<p>第5条(年会費等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、保有する各カードにつき、所定の年会費およびこれに課せられる消費税等を当社にお支払いいただきます。一旦お支払いいただいた年会費は、退会または会員資格の取消しその他理由の如何を問わず返却いたしません。 2. 会員はカードの入会に当たり、所定の入会金およびこれに課せられる消費税等を当社にお支払いいただく場合があります。一旦お支払いいただいた入会金は、退会または会員資格の取り消しその他理由の如何を問わず返却いたしません。 	<p>第5条(年会費等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、保有する各カードにつき、<u>当社所定の年会費を当社にお支払いいただきます。当社の責に帰すべき事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、一旦お支払いいただいた年会費は返還いたしません。</u> 2. 会員はカードの入会に当たり、<u>当社所定の入会金を当社にお支払いいただく場合があります。一旦お支払いいただいた入会金は、退会または会員資格の取消しその他理由の如何を問わず返却いたしません。</u>
<p>第6条(カードの紛失・盗難、不正使用)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. カードの紛失、盗難、不正使用があった場合、もしくは発行時・更新時等これを通常受け取るべき時に届かないことに気づいた場合には、会員は、直ちに最寄りの当社の営業所(海外においてはアメリカン・エキスプレスの営業所)にその旨を届け出るものとします。この場合には、会員は、最寄りの警察署に紛失届・被害届等を提出した上、その警察署より届出の受理を証明する文書または受理番号を入手して当社に提出するものとします。この他、会員は、不正使用者の発見および損害の防止軽減に必要な努力をし、当社または当社の契約する保険会社の指示に従って必要な手続を行い、その調査に協力するものとします。 2. 基本カード会員は、承諾したと否とにかくわらず会員本人以外の者によるカードの利用またはカード情報の使用(本条において「不正使用」といいます。)から生じたカード利用代金等をすべて支払うものとします。 3. 前項の規定にかかわらず、カードの紛失、盗難などについて本条第1項の届出がなされた場合においては、その届出を当社が受け取った日から遡って60日目以降に生じたカードの不正使用については、基本カード会員は、支払責任を負わないものとします。ただし、次の場合はこの限りでないものとします。 <ul style="list-style-type: none"> (1)～(2) (略) (3) 会員が第2条第2項に違反して他人にカードを利用させ、または、他人にカード情報を使用させた場合。 (4) (略) (5) 会員が当社または保険会社の行う被害状況調査等に協力しない場合、もしくは当社または保険会社が必要と判断する書類を提出しない場合。 (6) カード利用に際し、会員の暗証番号が使用された場合。 	<p>第6条(カードの紛失・盗難、偽造等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. カードの紛失、盗難、<u>カード情報の漏えい等により他人にカードを不正使用された場合、または発行時・更新時等これを通常受け取るべき時に届かないことに気づいた場合には、会員は、直ちに最寄りの当社の営業所(海外においてはアメリカン・エキスプレスの営業所)にその旨を届け出るものとします。この場合には、会員は、最寄りの警察署に紛失届・被害届等を提出した上、その警察署より交付される届出の受理を証明する文書または受理番号その他警察署への申告等を行ったことを示す書類として当社が認めるものを当社に提出するものとします。この他、会員は、不正使用者の発見および損害の防止軽減に必要な努力をし、当社または当社の契約する保険会社の指示に従って必要な手続を行い、その調査に協力するものとします。</u> 2. 基本カード会員は、<u>カードおよびカード情報の管理責任が会員にあることを踏まえ、承諾したと否とにかくわらず会員本人以外の者によるカードの利用またはカード情報の使用(本条において「不正使用」といいます。)が会員本人による使用とみなされて処理されることをあらかじめ承諾し、不正使用から生じたカード利用代金等をすべて支払うものとします。</u> 3. 前項の規定にかかわらず、カードの紛失、盗難またはカード情報の漏えい等について本条第1項の届出がなされた場合においては、その届出を当社が受け取った日から遡って60日目以降に生じたカードの不正使用については、基本カード会員は、支払責任を負わず、既に支払った不正使用によるカード利用代金等相当額は当社が補てんするものとします。ただし、次の場合はこの限りでないものとします。 <ul style="list-style-type: none"> (1)～(2) (略) (3) 会員が第2条第2項に違反して他人にカードを利用させ、もしくは他人にカード情報を使用させた場合、または、会員のカードもしくはカード情報の管理状況等に第2条第2項に違反する過失があった場合。 (4) (略) (5) 会員が当社もしくは保険会社の行う被害状況調査等に協力しない場合、または当社もしくは保険会社が必要と判断する書類を提出しない場合。 (6) カード利用に際し、会員の暗証番号が使用された場合(ただし、会員の暗証番号の管理状況等を踏まえて、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合を除きます。)。

(新設)	(新設)	<p><u>(7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する場合。</u></p> <p><u>4. 偽造カードの使用に係る債務については、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失がない場合には、基本カード会員は、支払の責を負わないものとします。なお、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの使用に係る債務については基本カード会員が支払の責を負うものとします。</u></p>
第7条 (届出事項の変更) 1. 会員は、その住所、氏名、Eメールアドレス、勤務先、職業、カード利用代金等の指定支払口座または支払方法等当社に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに当社に届け出ていただきます。 2. (略)	第7条 (届出事項の変更) 1. 会員は、その住所、氏名、Eメールアドレス等の連絡先、勤務先、職業、カード利用代金等の指定支払口座または支払方法その他当社に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに当社に届け出ていただきます。 2. (略)	
第9条 (加盟店でのカードの利用) 1. 会員は、カードを利用して、当社、当社の関連会社、または提携会社が指定する国内外のアメリカン・エキスプレス・カード取扱加盟店(以下「加盟店」といいます。)で商品等の購入、役務の提供等を受けることができます。会員は、加盟店でカードを提示して使用する際、加盟店の指示に従い、カード利用代金等の明細を記載した売上票にカード裏面の署名と同じ署名をし、もしくは、加盟店の端末機に暗証番号を入力し、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うものとします。ただし、会員がカード利用の意思を明確にして行う次の各号の取引等については、会員の署名または暗証番号の入力のない売上票を当社または加盟店において作成する場合があります。 (1) (略) (2) <u>カードや会員番号と暗証番号を用いて行う取引。</u> (3) <u>当社と加盟店との取決めにより、売上票への会員の署名を省略する取引。</u> (4) <u>その他当社が隨時定め、会員に告知する取引。</u> 2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、 <u>会員番号・有効期限等を加盟店に事前に登録することにより、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金等の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は、会員番号・有効期間等が変更されもしくは退会・会員資格取消し等によりカードが無効となったときには、その旨を加盟店に通知の上、決済手段の変更手続を行うものとします。会員がかかる手続を怠った場合には、退会・会員資格取消し等によりカードが無効となった後であっても登録されたカードによって決済がなされる場合があり、会員はその利用代金等の支払の責を負うものとします。</u> 以上 <u>の規定にかかわらず、会員は、当社から一部の加盟店(その決済代行機関等を含む。)に対して、会員に代わり、会員番号・有効期限の変更およびカードの無効情報を通知する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</u> 3.~5. (略)	第9条 (加盟店でのカードの利用) 1. 会員は、カードを利用して、当社、当社の関連会社、または提携会社が指定する国内外のアメリカン・エキスプレス・カード取扱加盟店(以下「加盟店」といいます。)で商品等の購入、役務の提供等を受けることができます。会員は、加盟店でカードを提示して使用する際、加盟店の指示に従い、カード利用代金等の明細を記載した売上票にカード裏面の署名と同じ署名をし、もしくは、加盟店の端末機に暗証番号を入力し、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うものとします。ただし、会員がカード利用の意思を明確にして行う次の各号の取引等については、会員の署名または暗証番号の入力のない売上票を当社または加盟店において作成する場合があります。 (1) (略) (削除) (2) <u>当社と加盟店との取決めにより、売上票への会員の署名を省略する取引。</u> (3) <u>その他当社が隨時定め、会員に告知する取引。</u> 2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、 <u>カード番号・有効期限等を加盟店に事前に登録することにより、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金等の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は、カード番号・有効期間等が変更されもしくは退会・会員資格取消し等によりカードが無効となったときには、その旨を加盟店に通知の上、決済手段の変更手続を行うものとします。会員がカード無効情報の通知手続を怠った場合には、退会・会員資格取消し等によりカードが無効となった後であっても登録されたカードによって決済がなされる場合があり、会員はその利用代金等の支払の責を負うものとします。</u> なお、会員は、当社から一部の加盟店(その決済代行機関等を含む。)に対して、会員に代わり、 <u>カード番号・有効期限の変更およびカードの無効情報を通知する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。</u> 3.~5. (略)	

<p>6. 会員は、当社または当社の加盟店業務委託先と加盟店との間の加盟店契約の内容に従い、加盟店でのカード利用による取引の結果発生した加盟店の会員に対する債権を、(1)当該加盟店から直接または第三者を経由して当社に対して譲渡されること、または、(2)会員からの委託に基づいて当社が立替払いをすることにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。</p>	<p>6. 会員は、当社または当社の加盟店業務委託先と加盟店との間の加盟店契約の内容に従い、加盟店でのカード利用による取引の結果発生した加盟店の会員に対する債権を、(1)当該加盟店から直接または第三者を経由して当社に対して譲渡されること、または、(2)会員からの委託に基づいて当社が立替払いをすることについて、あらかじめ承諾します。また、会員は、上記(1)の譲渡に際し、加盟店に有する一切の抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他抗弁を含むがこれらに限られません。ただし、「ペイフレックス特約」第7条および「ボーナス一括払い・分割払い特約」第7条の支払停止の抗弁を除きます。）を主張しないことを、あらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>第 10 条(カードにより加入する保険) 1.～2. (略) 3. カードが<u>解約</u>その他により失効した場合または第13条に定めるところに従って当社への支払が行われない場合には、当社は保険会社に対する保険料の支払を中止することができるものとし、保険料の支払が中止されたときはその保険は解約扱いとなります。この場合、継続可能な保険について会員が継続を希望するときは、継続に必要な手続は会員において直接保険会社との間でとっていただきます。 4.～5. (略)</p>	<p>第 10 条(カードにより加入する保険) 1.～2. (略) 3. カードが<u>退会</u>その他により失効した場合または第13条に定めるところに従って当社への支払が行われない場合には、当社は保険会社に対する保険料の支払を中止することができるものとし、保険料の支払が中止されたときはその保険は解約扱いとなります。この場合、継続可能な保険について会員が継続を希望するときは、継続に必要な手續は会員において直接保険会社との間でとっていただきます。 4.～5. (略)</p>
<p>第 11 条(加盟店との紛議) 1. 当社は、カードの利用拒絶等の加盟店の措置または<u>物品</u>もしくはサービスの瑕疵について責任を負いません。会員がカードにより購入しましたは提供を受けた商品等またはサービスに関する紛議は、会員と加盟店との間で解決するものとします。紛議の解決の有無にかかわらず、会員は、当社に対してそのカード利用代金等の支払の責任を負います。 2. 会員は、加盟店に対し、見本、カタログ等により購入した商品等および提供を受けたサービス等に関し、引き渡された商品等が見本、カタログ等と相違している場合には、会員と加盟店との契約に基づいて、商品の交換またはサービスの再提供を申し出るか、または当該売買契約の解除もしくはサービス提供契約の解除ができるものとします。</p>	<p>第 11 条(加盟店との紛議) 1. 当社は、カードの利用拒絶等の加盟店の措置または<u>加盟店</u>が引き渡しもしくは提供する商品等もしくはサービスが会員と加盟店との間の契約の内容に適合しない場合であっても、その不適合について責任を負いません。会員がカードにより購入しましたは提供を受けた商品等またはサービスに関する紛議は、会員と加盟店との間で解決するものとします。紛議の解決の有無にかかわらず、会員は、当社に対してそのカード利用代金等の支払の責任を負います。 2. 会員は、加盟店に対し、見本、カタログ等により購入した商品等または提供を受けたサービス等に関し、引き渡された商品等またはサービスが見本、カタログ等と相違している場合には、会員と加盟店との契約に基づいて、商品の交換またはサービスの再提供を申し出るか、または当該売買契約の解除もしくはサービス提供契約の解除ができるものとします。</p>
<p>第 12 条(カード利用代金等の支払区分) 加盟店でのカード利用代金等の支払区分は、1回払いとします。ただし、特約の適用がある場合はその限りではありません。 (新設) (新設)</p>	<p>第 12 条(カード利用代金等の支払区分およびカードの利用可能枠) 1. 加盟店でのカード利用代金等の支払区分は、1回払いとします。ただし、特約の適用がある場合はその限りではありません。 2. カードの利用可能枠は、お申込みの内容、ご利用実績その他の事情に応じ当社が審査、決定した額とし、その時々の状況に応じ変動します。 3. 会員は、前項の利用可能枠を超える利用についても当然にその支払の責を負うものとします。</p>

<p>第13条(カード利用代金等の支払)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 当社は、カード利用代金等を別途定める毎月の所定日に締め切り、各基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を送付し、または別途合意するところに従い電磁的方法により交付します。この『ご利用代金明細書』には、家族カードに関して生じたすべてのカード利用代金等も含むものとします。当社は、会員がこの『ご利用代金明細書』を受け取ってから、2週間以内に会員からの申出がない限り、この『ご利用代金明細書』の内容について承認いただいたものとみなします。カード利用代金等は、その『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日(ただし、同日が金融機関の休日の場合は翌営業日とします。)に、基本カード会員指定の支払口座からの自動振替の方法によりお支払いいただきます。なお、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるものとします。基本カード会員は、あらかじめ当社の同意を得てこの支払方法を自動振替以外の支払方法に代えることができ、この場合には、『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日を支払期日とします。 <p>(新設)</p>	<p>第13条(カード利用代金等の支払)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 当社は、カード利用代金等を別途定める毎月の所定日に締め切り、各基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を送付し、または別途合意するところに従い電磁的方法により交付します。この『ご利用代金明細書』には、家族カードに関して生じたすべてのカード利用代金等も含むものとします。当社は、会員がこの『ご利用代金明細書』を受け取ってから、2週間以内に会員からの申出がない限り、この『ご利用代金明細書』の内容について承認いただいたものとみなします。 3. 基本カード会員は、カード利用代金等を、その『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日(ただし、同日が金融機関の休日の場合は翌営業日とします。)に、基本カード会員指定の支払口座からの自動振替の方法により支払うものとします。なお、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるものとします。 4. 前項の規定にかかわらず、基本カード会員は、あらかじめ当社の同意を得た場合のみ、この支払方法を当社の指定する銀行口座への振込による方法に代えることができ、この場合には、『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日を支払期日とします。基本カード会員は、当社指定の口座への振込みの方法により支払を行う場合には、支払期日の当社または金融機関所定の時刻までに振込みを完了するものとし、振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に原則として翌営業日の支払として取り扱われることに異議がないものとします。 5. 基本カード会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。
<p>第15条(遅延損害金その他カード利用代金等の支払の過不足の処理)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員が、第13条第2項に規定する支払期日にお支払いいただけなかった場合は、お支払いいただくべき金額に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、または本規約に基づき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額に対し期限の利益喪失の日から完済に至るまで、実質年率14.6%の遅延損害金を年365日(うるう年は366日)の日割計算で請求させていただきます。 2. (略) 3. お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りない場合、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても、会員は、異議のないものといたします。加盟店でのカード利用が取り消された場合およびその他の場合の調整金額についても同様とします。 4. (略) 	<p>第15条(遅延損害金その他カード利用代金等の支払の過不足の処理)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員が、第13条第3項および第4項に規定する支払期日にお支払いいただけなかった場合は、お支払いいただくべき金額に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、または本規約に基づき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額に対し期限の利益喪失の日から完済に至るまで、実質年率14.6%の遅延損害金を年365日(うるう年は366日)の日割計算で請求させていただきます。 2. (略) 3. お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りない場合、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても、会員は、異議のないものといたします。加盟店でのカード利用が取り消された場合およびその他の場合の調整金額についても同様とします。ただし、ペイフレックス特約第7条に基づく支払停止の抗弁に係る充当については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。 4. (略)

<p>第16条(期限の利益の喪失)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本カード会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、この規約に定める支払期限にかかわらず、当社からの通知・催告なしに当然に期限の利益を失い、直ちに未払債務の全額(全ての支払区分に係るカード利用代金等を含む。)を支払うものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 支払期日にカード利用代金等の支払を一回でも遅延した場合。ただし、<u>次号の場合を除く。</u> (2) 特約に基づくペイフレックス利用代金の弁済金の支払、ボーナス一括払いの支払または分割払いの分割支払金の支払を遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合。特約に基づいてペイフレックス、ボーナス一括払いまたは分割払いを利用して購入した商品等について、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をした場合。 (3)～(5) (略) (6) 会員が第<u>21</u>条第1項各号のいずれかに該当した場合または同条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、もしくは同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合。 2. (略) 	<p>第16条(期限の利益の喪失)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本カード会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、この規約に定める支払期限にかかわらず、当社からの通知・催告なしに当然に期限の利益を失い、直ちに未払債務の全額(全ての支払区分に係るカード利用代金等を含む。)を支払うものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 支払期日にカード利用代金等の支払を一回でも遅延した場合。ただし、特約に基づくペイフレックス利用代金の弁済金の支払、ボーナス一括払いの支払または分割払いの分割支払金の支払を遅滞した場合を除く。 (2) 特約に基づくペイフレックス利用代金の弁済金の支払、ボーナス一括払いの支払または分割払いの分割支払金の支払を遅滞した場合であって、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。特約に基づいてペイフレックス、ボーナス一括払いまたは分割払いを利用して購入した商品等について、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をした場合。 (3)～(5) (略) (6) 会員が第<u>22</u>条第1項各号のいずれかに該当した場合または同条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、もしくは同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合。 2. (略)
<p>第18条(会員資格の一時停止および取消し)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、次の各号に1つでも該当した場合には、あらかじめ通知することなく、いつでも会員のカード利用の一時停止を含む利用制限または会員資格の取消しをすることができるものとします。この場合、家族カード会員は、基本カード会員に対する当社の措置に従うものとします。当社が本条項に基づく措置をとったことにより、会員にいかなる損害、費用が発生しても、当社は一切責任を負わないものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 会員が本規約の条項その他当社との合意事項に違反した場合。 (3) (略) (4) 会員の信用状態が悪化したと当社が認めた場合。<u>会員の所在が不明となった場合を含む。</u> (5) 会員が第<u>21</u>条第1項各号のいずれかに該当した場合または同条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、もしくは同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合。 (6) (略) (7) 入会後相当期間内に、<u>当社の定める本人確認手続が完了しない場合。</u> (新設) (新設) 	<p>第18条(会員資格の一時停止および取消し)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、次の各号に1つでも該当した場合には、あらかじめ通知することなく、いつでも会員のカード利用の一時停止を含む利用制限または会員資格の取消しをすることができるものとします。この場合、家族カード会員は、基本カード会員に対する当社の措置に従うものとします。当社が本条項に基づく措置をとったことにより、会員にいかなる損害、費用が発生しても、当社は一切責任を負わないものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 会員が本規約の条項その他当社との合意事項に違反した場合、または違反するおそれがある場合。 (3) (略) (4) 会員の信用状態が悪化したと当社が認めた場合。 (5) 会員が第<u>22</u>条第1項各号のいずれかに該当した場合または同条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、もしくは同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合。 (6) (略) (7) 入会後相当期間内に、「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」(以下「<u>犯罪収益移転防止法</u>」といいます。)に基づく取引時確認が完了しない場合。 (8) <u>当社が貸与するカードがマネーローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがある場合。</u> (9) <u>会員の所在が不明となった場合。</u>

<p>(8)その他、会員のカード利用またはその利用目的等が適当でないと当社が認めた場合。現金を取得することを目的として、カードが利用されたと当社が認めた場合を含む。 (新設)</p> <p>2. (略)</p>	<p>(10)その他、会員のカード利用またはその利用目的等が適当でないと当社が認めた場合。現金を取得することを目的として、カードが利用されたと当社が認めた場合を含む。 (11)第13条第3項に定める自動振替による支払いのために必要な決済口座の設定手続きが完了していない場合。 2. (略)</p>
<p>第 20 条(本規約の改定および債権・契約上の地位の譲渡)</p> <p>1. 当社は基本カード会員に対し文書またはその他の方法により通知することによって、または当社のウェブサイトへの掲載等による公表を行うことによって、本規約を改定することができます。会員がかかる通知・公表の後にカードを使用した場合、会員は改定後の規約に拘束されるものとします。</p> <p>2. 当社は、いつでも会員に対して事前の通知をすることなく、この規約に基づく債権および契約上の地位を譲渡することができます。当社は、金融機関等と提携またはこれに準じる関係の下で発行するカードに関して、当該提携関係等が終了した場合、会員に対して事前に通知した上で、当該提携カードの発行を終了することができるものとします。</p>	<p>第 20 条(本規約の改定)</p> <p>1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生時期を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、当社のウェブサイトへ掲載するほか、必要があるときは基本カード会員に通知する方法その他の相当な方法により周知することによって、本規約を改定することができます。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、当社のウェブサイトへの掲載等を行うものとします。</p> <p>(1) 改定の内容が会員の一般の利益に適合するとき (2) 改定の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、改定の必要性、改定後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき</p> <p>2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のウェブページに掲載する方法により基本カード会員に周知した上で(必要があるときには、これに加え基本カード会員に通知する方法その他相当な方法での周知を行います。)、本規約を変更することができるものとします。この場合、会員がかかる周知の後に行うカード使用をもって、変更に対する承諾の意思表示とし、当該意思表示をもって当該会員に対し変更後の本規約が適用されるものとします。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 21 条(債権譲渡、契約上の地位の譲渡および提携カード発行の終了)</p> <p>1. 当社は、いつでも、会員に対して事前の通知をすることなく、この規約に基づく債権および契約上の地位を譲渡することができます。</p> <p>2. 当社は、金融機関等の提携会社と提携またはこれに準じる関係の下で発行するカードに関して、当該提携関係等が終了した場合、会員に対して事前に通知した上で、基本カード会員と当社との間の当該提携カードに係る本規約に基づく取引を終了することができるものとします。</p>
<p>第 21 条(反社会的勢力でないことの表明・確約)</p> <p>1. 会員は、会員が、現在かつ将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約します。 (1)～(6) (略) (新設) (7)その他前各号に準ずると当社が認めた者 2. (略)</p>	<p>第 22 条(反社会的勢力でないことの表明・確約)</p> <p>1. 会員は、会員が、現在かつ将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約します。 (1)～(6) (略) (7)テロリスト等(疑いがある場合を含む) (8)その他前各号に準ずると当社が認めた者 2. (略)</p>

<p>(新設)</p>	<p>第23条(犯罪収益移転防止法等に基づく対応)</p> <p>1. 会員は、当社が犯罪収益移転防止法および同法に関連するガイドライン等に基づき行う、会員に関する情報や具体的な取引の内容等の確認に関して、以下の事項に異議なく同意します。</p> <p>(1) 当社から運転免許証その他の資料またはその写しの提示または提出を求められたときは、これに協力すること（当社から追加資料の提示または提出を求められた場合を含みます。）</p> <p>(2) 当社からカード利用の取引目的その他の取引内容等の確認を求められたときは、これに協力すること</p> <p>(3) 前各号の場合について、当社から提示、提出または回答の期限の指定を受けたときは、正当な理由のない限り、期限内の対応を行うこと</p> <p>(4) 前各号の確認に対する会員の回答、具体的な取引の内容、会員の説明およびその他の事情を考慮して、当社がマネーローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、カード利用の全部または一部が制限または停止されることがあること</p> <p>2. 会員は、外国の重要な公的地位を現在もしくは過去に有する者またはその家族（犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項各号に掲げる者であって、以下「外国PEPs」といいます。）に該当する場合（入会後に該当することとなった場合を含みます。）は、その旨およびその国名と職名を直ちに当社へ届け出るものとします。</p> <p>3. 会員は、外国為替および外国貿易管理に関する法令等により一定の手続が必要な場合、当社の要求に応じこの手続を行うものとし、または日本国外でのカード利用の全部または一部の制限または停止に応じるものとします。</p>
-------------	--

●ペイフレックス特約

改定前	改定後
<p>第3条(ペイフレックスの利用)</p> <p>1. ペイフレックスには、次の二つの方があります。基本カード会員が事前に選択し登録したいずれか一方の方式のみを利用できるものとします。なお、あらかじめ当社がいざれかの方式を指定して登録しておく場合があります。基本カード会員は、当社が認めた場合、当社所定の手続により、もう一方の方式に登録を変更することができますが、従来の登録に基づき変更前になされたペイフレックスの利用に影響しません。なお、ペイフレックス登録後においては、当社は基本カード会員のEメールアドレス宛てに、当社が必要と認めた場合、締切日等重要事項について通知します。</p>	<p>第3条(ペイフレックスの利用)</p> <p>1. ペイフレックスには、次の二つの方があります。基本カード会員が事前に選択し登録したいずれか一方の方式のみを利用できるものとします。なお、あらかじめ当社がいざれかの方式を指定して登録しておく場合があります。基本カード会員は、当社が認めた場合、当社所定の手続により、もう一方の方式に登録を変更することができますが、従来の登録に基づき変更前になされたペイフレックスの利用に影響しません。なお、ペイフレックス登録後においては、当社は基本カード会員のEメールアドレス宛てに、当社が必要と認めた場合、締切日等重要事項について通知します。</p>

<p>(1) ペイフレックス(自動リボ変更方式) 会員規約第12条に規定する1回払いの支払区分でなされた会員の加盟店での各カード利用(ただし、加盟店の種類、利用内容の性質等により当社が対象外とするものを除く。次号において同じ。)につき、その金額(カード利用代金等が外貨建てで生じた場合には、会員規約第14条に基づく円換算金額とします。)があらかじめ基本カード会員が所定の方法で設定した金額(以下「ペイフレックス払い設定金額」といいます。)を超える場合には、当該利用についてリボルビング払いの指定があったものとして取り扱う方式をいいます。ただし、ペイフレックス払い設定金額を超えるカード利用であっても、その利用金額が単独で、または、ペイフレックス利用代金の未決済残高があるときには、当該未決済残高と合算した金額が、次条に規定するリボルビング払い利用可能枠を超える場合は、当該カード利用はペイフレックスの対象とはなりません。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) ペイフレックス(自動リボ変更方式) 会員規約第12条に規定する1回払いの支払区分でなされた会員の加盟店での各カード利用(ただし、加盟店の種類、利用内容の性質等により当社が対象外とするものを除く。次号において同じ。)につき、その金額(カード利用代金等が外貨建てで生じた場合には、会員規約第14条に基づく円換算金額とします。)があらかじめ基本カード会員が所定の方法で設定した金額(以下「ペイフレックス設定金額」といいます。)を超える場合には、当該利用についてリボルビング払いの指定があったものとして取り扱う方式をいいます。ただし、ペイフレックス設定金額を超えるカード利用であっても、その利用金額が単独で、または、ペイフレックス利用代金の未決済残高があるときには、当該未決済残高と合算した金額が、次条に規定するリボルビング払い利用可能枠を超える場合は、当該カード利用はペイフレックスの対象とはなりません。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第5条(ペイフレックス利用代金の支払)</p> <p>1.~2. (略)</p> <p>3. 基本カード会員は、本条の金額を、会員規約第13条第2項に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとします。</p> <p>4. 基本カード会員は、毎月の『ご利用代金明細書』を受領後、当社が定める一定期間内に、別途定める方法に従い当社に申し出ることにより、当月のペイフレックスにかかる弁済金を増額することができます。また、会員は、別途定める方法に従い、ペイフレックス利用代金に係る債務の全部または一部を隨時支払うことができます。ただし、この場合、会員規約第15条第3項の定めるところに従い、お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法により、ペイフレックス利用代金に係る債務に優先して、他の債務に充当しても、会員は異議のないものといたします。加盟店でのカード利用が取り消された場合およびその他の場合の調整金額についても同様とします。</p>	<p>第5条(ペイフレックス利用代金の支払)</p> <p>1.~2. (略)</p> <p>3. 基本カード会員は、毎月の『ご利用代金明細書』を受領後、当社が定める一定期間内に、別途定める方法に従い当社に申し出ることにより、当月のペイフレックスにかかる弁済金を増額することができます。また、会員は、別途定める方法に従い、ペイフレックス利用代金に係る債務の全部または一部を隨時支払うことができます。ただし、この場合、会員規約第15条第3項の定めるところに従い、お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法により、ペイフレックス利用代金に係る債務に優先して、他の債務に充当しても、会員は異議のないものといたします。加盟店でのカード利用が取り消された場合およびその他の場合の調整金額についても同様とします。</p> <p>4. 基本カード会員は、本条の金額を、会員規約第13条に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとします。</p>
<p>第7条(支払停止の抗弁)</p> <p>1.~4. (略)</p> <p>5. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店において解決するものとします。</p>	<p>第7条(支払停止の抗弁)</p> <p>1.~4. (略)</p> <p>5. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店において解決するものとします。</p>

(新設) (1) 売買契約が会員にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に係るものを除く。）であるとき、 <u>その他のカード利用が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。</u> (2) 1回のペイフレックス利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。 (3) 海外加盟店でカードを利用したとき。 (4)～(5) (略) 6. (略)	(1) カード利用が割賦販売法の適用を受けないとき。 (2) 第1号に該当しない場合であって、 <u>売買契約が会員にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に係るものを除く。）であるとき、海外加盟店においてカードを利用したとき等</u> カード利用が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。 (3) 1回のペイフレックス利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。 (4)～(5) (略) 6. (略)
--	--

〈改定前〉

〈割賦販売法で定める法定用語の読み替えについて〉

*割賦販売法で定める法定用語は、会員規約（特約を含む）、ご利用代金明細書、および登録完了通知等においては、次の通り読み替えます

リボルビング払い

	会員規約	ご利用代金明細書	登録完了通知
弁済金	毎月の弁済金、 ペイフレックス利用代金の弁済金	弁済金額、今回ご請求金額、 前回弁済金額	毎月のご返済金額、 毎月の弁済金の額
包括信用購入あっせんの 手数料	手数料	手数料、利息	
実質年率	手数料率	基本手数料率	手数料利率（実質年率）、 基本手数料率（実質年率）

〈改定後〉

〈法定書面における用語の表記について〉

*会員規約（特約を含む）、ご利用代金明細書、および登録完了通知等においては、一般社団法人日本クレジット協会（JCA）が定める標準用語について、下表のように表記している箇所があります

リボルビング払い

標準用語	法定書面における表記		
	会員規約	ご利用代金明細書	登録完了通知
弁済金、各回の支払金額	毎月の弁済金、 ペイフレックス利用代金の弁済金	弁済金額、今回ご請求金額、 前回弁済金額	毎月のご返済金額、 毎月の弁済金の額
包括信用購入あっせんの 手数料、リボ手数料	手数料	手数料、利息	
実質年率	手数料率	基本手数料率	手数料利率（実質年率）、 基本手数料率（実質年率）

● ボーナス一括払い・分割払い特約

改定前	改定後
<p>第2条(ボーナス一括払い・分割払い登録)</p> <p>1. (略) 2. 当社は、必要があると認める場合(カードの再発行等によりカード番号の変更が生じた場合を含む)には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のボーナス一括払い・分割払い登録を解除し、またはボーナス一括払いもしくは分割払いの利用を一時停止することができるものとします。 3. (略)</p>	<p>第2条(ボーナス一括払い・分割払い登録)</p> <p>1. (略) 2. 当社は、必要があると認める場合(カードの再発行等によりカード番号の変更が生じた場合を含みます。)には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のボーナス一括払い・分割払い登録を解除し、またはボーナス一括払いもしくは分割払いの利用を一時停止することができるものとします。 3. (略)</p>
<p>第5条(カード利用代金等の支払の特則)</p> <p>1.~2. (略) 3. 前項の規定にかかわらず、毎月の締切日において、ボーナス一括払いおよび分割払いのご利用代金が、理由の如何を問わず、ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠を超過した場合には、会員は、その超える金額を一括払いにより支払っていただくものとします。 4. 会員は、当社が別途定める方法に従い、分割払いに係る債務を一括して返済する事ができます。この場合、当社は、当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料の請求をせず、会員は残元本に相当する額を当社に支払うものとします。 (新設)</p>	<p>第5条(カード利用代金等の支払の特則)</p> <p>1.~2. (略) 3. 前項の規定にかかわらず、毎月の締切日において、ボーナス一括払いおよび分割払いのご利用代金が、理由の如何を問わず、ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠を超過した場合には、<u>基本カード会員</u>は、その超える金額を一括払いにより支払っていただくものとします。 4. <u>基本カード会員</u>は、当社が別途定める方法に従い、分割払いに係る債務を一括して返済する事ができます。この場合、当社は、当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料の請求をせず、<u>基本カード会員</u>は、<u>残元本に相当する額を当社に支払うものとします。</u> 5. <u>基本カード会員</u>は、本条の金額を、会員規約第13条に従い、<u>その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとします。</u></p>
<p>第6条(遅延損害金の特則)</p> <p>ボーナス一括払いまたは分割払いの場合の遅延損害金は、会員規約第15条第1項にかかわらず、残元金に対し<u>実質年率6.0%</u>を乗じた額を超えないものとします。</p>	<p>第6条(遅延損害金の特則)</p> <p>ボーナス一括払いまたは分割払いの場合の遅延損害金は、会員規約第15条第1項にかかわらず、残元金に対し<u>法定利率</u>を乗じた額を超えないものとします。</p>
<p>第7条(支払停止の抗弁)</p> <p>1.~4. (略) 5. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店において解決するものとします。 (新設) (1) 売買契約が会員にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に係るもの)を除く)であるとき、<u>その他のカード利用が割賦販売法第35条の3の60 第1項に該当するとき。</u> (2) ボーナス一括払い・分割払い利用した1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。 (3) 海外加盟店でカードを利用したとき。 (4)~(5) (略) 6. (略)</p>	<p>第7条(支払停止の抗弁)</p> <p>1.~4. (略) 5. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店において解決するものとします。 (1) カード利用が割賦販売法の適用を受けないとき。 (2) <u>第1号に該当しない場合であって、売買契約が会員にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に係るもの)</u>を除く)であるとき、<u>海外加盟店においてカードを利用したときなどカード利用が割賦販売法第35条の3の60 第1項に該当するとき。</u> (3) <u>ボーナス一括払い・分割払い利用した1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。</u> (削除) (4)~(5) (略) 6. (略)</p>

〈改定前〉

〈割賦販売法で定める法定用語の読み替えについて〉

*割賦販売法で定める法定用語は、会員規約(特約を含む)、ご利用代金明細書、および登録完了通知等においては、次の通り読み替えます。

ボーナス一括払い・分割払い

	会員規約	ご利用代金明細書	登録完了通知
現金価格	加盟店でのカード利用代金、カード利用代金、利用代金	ご利用金額、ご利用分、元本分ご請求額	
支払総額	分割支払金合計		
支払期間	お支払い期間	お支払い期間	支払い期間
支払回数、分割回数	分割払いの支払回数、お支払い回数	支払分の支払回数、お支払回数	お支払回数(分割払い)
支払分、分割支払額、分割支払金(分割方式)		今回お支払金額(お支払月額)、今月ご請求額	
包括信用購入あっせんの手数料/分割払手数料	手数料	手数料、手数料ご請求額	
実質年率	手数料率	年利率、手数料率	分割払い手数料率(実質年率)

〈改定後〉

〈法定書面における用語の表記について〉

*会員規約(特約を含む)、ご利用代金明細書、および登録完了通知等においては、一般社団法人日本クレジット協会(JCA)が定める標準用語について、下表のように表記している箇所があります。

ボーナス一括払い・分割払い

標準用語	法定書面における表記		
	会員規約	ご利用代金明細書	登録完了通知
現金価格、利用金額	加盟店でのカード利用代金、カード利用代金、利用代金	ご利用分、元本分ご請求額	
支払総額	分割支払金合計		
支払期間	お支払い期間	お支払い期間	支払い期間
支払回数、分割回数	分割払いの支払回数、お支払い回数	支払分の支払回数、お支払回数	お支払回数(分割払い)
支払分、分割支払額、分割支払金、各回の支払金額		今回お支払金額(お支払月額)、今月ご請求額	
包括信用購入あっせんの手数料/分割払手数料	手数料	手数料、手数料ご請求額	
実質年率	手数料率	年利率、手数料率	分割払い手数料率(実質年率)

●個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

改定前	改定後
<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用、提供) 1.～2. (略) 3. 会員等は、当社が、本条第1項および第2項の目的のため、本条第1項(1)から(8)までの個人情報を、以下の者との間で共同して利用することに同意するものとします。これらの情報の管理について責任は、当社が有するものとします。 (1) 当社が財務・事業の方針の決定を直接間接に支配する会社、ならびに、当社の財務・事業の方針の決定を直接間接に支配している会社、およびかかる会社の共通の支配に服する会社 (2) カード面に名称またはロゴマークが付された提携先企業 4.～6. (略)</p>	<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用、提供) 1.～2. (略) 3. 会員等は、当社が、本条第1項および第2項の目的のため、本条第1項(1)から(8)までの個人情報を、以下の者との間で共同して利用することに同意するものとします。これらの情報は、当社から以下の者に対し提供され、また場合により以下の者から当社に対して提供されることがあります。これらの情報の管理についての責任は、当社が有するものとします。 (1) (略) (2) カード面に名称またはロゴマークが付された提携会社 4.～6. (略)</p>
<p>第6条(条項の変更) 本同意条項および重要事項は、当社所定の手続きにより、法律上認められる範囲内で変更できるものとします。</p>	<p>第6条(条項の変更) 本同意条項および重要事項は、当社所定の手続により、法律上認められる範囲内で変更できるものとします。</p>
〈別表〉	〈別表〉
<p>加盟信用情報機関の名称・連絡先等 名称:株式会社 シー・アイ・シー（資金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関） 住所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 電話番号:0120-810-414 ホームページアドレス:https://www.cic.co.jp</p> <p>名称:株式会社 日本信用情報機構（資金業法に基づく指定信用情報機関） 住所:〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号:0570-055-955 ホームページアドレス:https://www.jicc.co.jp</p>	<p>加盟信用情報機関の名称・連絡先等 名称:株式会社 シー・アイ・シー（資金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関） 住所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 電話番号:0570-666-414 ホームページアドレス:https://www.cic.co.jp</p> <p>名称:株式会社 日本信用情報機構（資金業法に基づく指定信用情報機関） 住所:〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号:0570-055-955 ホームページアドレス:https://www.jicc.co.jp</p> <p>提携信用情報機関の名称・連絡先等 名称:全国銀行個人信用情報センター 住所:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号:03-3214-5020 ホームページアドレス: https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p>
登録情報および登録期間	登録情報および登録期間
(当社が登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報、契約日、契約の種類、入金日、契約額、極度額、支払回数、利用残高、完済予定年月日、支払状況(解約、完済等の事実を含む。)等、その他各加盟信用情報機関が定める情報となります。)	(当社が登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報、契約日、契約の種類、入金日、契約額、極度額、支払回数、利用残高、完済予定年月日、支払状況(解約、完済等の事実を含む。)等、その他各加盟信用情報機関が定める情報となります。)

登録情報	登録信用情報機関と登録期間	登録情報		登録信用情報機関と登録期間
		株式会社 シー・アイ・シー	株式会社 日本信用情報機構	
(1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左欄(2)以下の登録情報のいずれかが登録されている期間	(1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	(2) (3) (4)の登録情報のいずれかが登録されている期間	
(2) 本契約に係る申込みをした事実	<ul style="list-style-type: none"> ● (株)シー・アイ・シーへの登録:当社が照会した日から6ヶ月間 ● (株)日本信用情報機構への登録:当社が照会した日より6ヶ月以内 	(2) 本契約に係る申込みをした事実	当社が照会した日から 6 か月間	当社が照会した日から 6 か月以内
(3) 本契約に係る客観的な取引事実	<ul style="list-style-type: none"> ● (株)シー・アイ・シーへの登録:契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後) 5 年以内 ● (株)日本信用情報機構への登録:契約期間中および契約終了後 5 年以内(ただし債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生から 1 年以内) 	(3) 本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後) 5 年以内	契約継続中および契約終了後 5 年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内)
(4) 債務の支払を延滞した事実	<ul style="list-style-type: none"> ● (株)シー・アイ・シーへの登録:契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後) 5 年間 ● (株)日本信用情報機構への登録:契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後) 5 年以内 	(4) 債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後) 5 年間	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後) 5 年以内